

(資料1)

保育所の認可について

児童福祉法第35条第6項において、私立保育所の設置認可をしようとするときは、あらかじめ、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならない、と規定されています。

三重県では、三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会保育所認可等部会において当該意見聴取を実施することとしており、令和6年度につきましては、次の1件について審議願います。

1 ほくせいこども園

- 【名称】 ほくせいこども園
【所在地】 三重県いなべ市北勢町阿下喜3851番地
【設置主体】 社会福祉法人いなべ市社会福祉協議会
【経営主体】 社会福祉法人いなべ市社会福祉協議会
【認可理由】 新設による認可（いなべ市立保育所の民間移管）

区分	合計	左の年齢別内訳							
		3歳未満児				3歳児	4歳以上児		
		0歳	1歳	2歳	小計		4歳	5歳	小計
認可希望定員	150	3	9	28	40	30	40	40	80
入所予定児童数	118	3	8	24	35	19	26	38	64